

契約締結時の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号： 株式会社 M&F Asset Architect

(「オプショントレード普及協会」は株式会社 M&F Asset Architect の活動上の通称です。)

住所： 〒136-0076 東京都江東区南砂 2-5-14 407

問合せ専用電話番号：050-3644-5824

電話番号：03-6458-7844

契約年月日： 投資顧問契約書に記載されている署名日

契約期間： 投資顧問契約書に記載されている署名日から1か月間（日本時間）

退会をご希望の際は、契約終了日の1週間前までにメールにてお申し出下さい。契約終了日の翌日からの退会となります。

契約期間終了後も、申入れが行われなかった場合、本契約は従前と同一の条件で、さらに1ヶ月間更新されるものとします。

○ 投資顧問契約の内容

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。
- ③ 本サービスのお申込時に記載する氏名、住所等の個人情報、申込者自身の身分証明の際に使用される公的身分証明書に明示されたものと同一のものであり、誤記や記入漏れのないもので虚偽の情報ではないと誓約いただきます。
- ④ 本サービスは投資一任行為（金融商品取引法第2条第8項12号ロ）に該当するものではありません。

○ 提供する投資助言の報酬、内容等

助言サービス名	報酬額	助言の内容・方法等
ZERO	1ヶ月あたり 44,000円 (税込み)	・投資家が保有している日経225オプションのデルタをブラックショールズモデルにより算出し、当該デルタを0に近づけるよう日経225先物、日経225mini、日経225マイクロ先物を自動売買するシステムを提供する
	1ヶ月あたり 11,000円 (税込み)	・日経225ミニオプションのみを自動デルタヘッジ対象とする

○その他の費用：通信回線費

○ 分析者：守屋史章、金森雅人、松井徹

○ 投資判断者：守屋史章、金森雅人、松井徹

○ 助言者：守屋史章、金森雅人

○ 助言報酬の支払い期日、方法

① お支払期日：契約年月日までにお支払いいただきます。

② お支払方法：PayPal クレジットカード決済

(初回以降のお支払いは、毎月決済開始日の 1 か月ごとの応答日における自動支払い設定とします。)

○ 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

○ 契約の解除について

この投資顧問契約はクーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは次のとおりです。

① 顧客は、契約締結時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面または電子メールによる意思表示により投資顧問契約の解除を行うことができます（クーリング・オフ）。

② クーリング・オフ期間を経過したのちも、助言を受ける前であれば、書面または電子メールによる意思表示により解除を認めます(合意解除)。

③ 契約の解除日は、顧客がその書面または電子メールを発した日となります。

④ 契約解除による返金は内閣府令で定める金額に従います。

・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：助言回数割り計算した報酬額（契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの助言回数÷契約期間中に行うこととなっている総助言回数×契約期間に対応する報酬額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします（報酬をディスカウント価格でお支払いされている場合には、通常報酬額を元に算定致します）。

⑤ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

*内閣府令で定める金額

・ 助言を行っていない場合には契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）

・ 投資助言料を助言の回数に応じて算定している場合には、助言回数に応じて算定した金額

○当社からの返金の方法

クーリング・オフ、契約解除、誤振込等による返金を行う場合は、申し込みご本人様名義の口座に限ります。クレジットカード決済の際は、PayPal を通じて返金いたします（決済日から 180 日以内の場合）。

○当社への連絡方法

以下の電話番号、電子メールアドレスにご連絡下さい。

問合せ専用電話番号：050-3644-5824

電話番号：03-6458-7844

メールアドレス：info@mf-aa.co.jp

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

② 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

以降の投資顧問契約書および利用規約は、契約内容をあらかじめご確認いただくためのものです。

お申込後、電子署名システムにて締結手続きをいただくと押印済み契約書（利用規約含む）が交付されます。

投資顧問契約書

申込者（甲）と株式会社 M&F Asset Architect（乙）は、甲が乙に対価を支払って、乙から投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約を締結した。

第 1 条（投資顧問契約の締結）

甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から情報の供与を受けることを乙に電磁的方法により申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

2. 甲は、乙に対し、氏名、住所等の個人情報、甲の身分証明の際に使用される公的身分証明書に明示されたものと同一のものであり、誤記や記入漏れのないもので虚偽の情報は無いことを確約する。

第 2 条（助言の内容及び方法）

乙は有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。

（1）投資家が保有している日経 225 オプションのデルタをブラックショールズモデルにより算出し、当該デルタを 0 に近づけるよう日経 225 先物、日経 225mini、日経 225 マイクロ先物を自動売買するシステムを提供する。

（2）この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は次のとおりとする。

分析等の業務を行う者 守屋史章 金森雅人 松井徹

助言の業務を行う者 守屋史章 金森雅人

乙への連絡方法 メール、チャットワーク、ZOOM を利用する

info@mf-aa.co.jp (f.moriya@mf-aa.co.jp / f.moriya@m-and-f.jp)

第 3 条（投資助言サービス名）

甲が乙から受ける投資助言サービスは「ZERO」である。なお、本サービスは投資一任行為（金融商品取引法第 2 条第 8 項 12 号ロ）に該当するものではない。

第 4 条（秘密の保持）

乙は、この契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2. 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

第 5 条（報酬の額、支払いの時期・方法、及び継続等）

本投資顧問契約により甲が支払う報酬は以下の通りである(すべて消費税込み)。

「ZERO」の報酬額は 1 ヶ月あたり 44,000 円（税込み）である。ただし、日経 225 ミニオプションのみを自動デルタヘッジ対象とする場合、報酬額は 1 ヶ月あたり 11,000 円（税込み）とする。

2. 報酬の支払いは PayPal クレジットカード決済による。(初回以降は、毎月決済開始日の 1 か月ごとの応答日における自動支払い設定とする。)

第 6 条（運用の責任等と利用規約の遵守）

投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2. 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に 対する特別の利益の提供は行わないものとする。乙の提供する助言及び情報は甲の投資行為において利益を保証するものではない。
3. 乙は、本契約を締結したことにより、ZERO 利用規約をすべて承諾したものとする。
4. 乙は、ZERO 利用規約を遵守しなければならない。

第7条（契約期間）

契約期間は、投資顧問契約書に記載されている署名日から1か月間（日本時間）とする。

2. 退会を希望の場合、契約終了日の1週間前までにメールにて申し出ることとし、契約終了日の翌日からの退会とする。上記契約終了後も、申入れが行われなかった場合、本契約は従前と同一の条件で、さらに1ヶ月間更新されるものとする。
3. 継続の意思確認を3か月ごとに行い、継続意思の確認が取れない場合は次の更新を行わない。
4. 甲が死亡した場合も前項による。ただし、甲の家族（相続人）が申し出た場合は、その時点で契約を終了する。

第8条（反社会的勢力等の排除）

甲は、乙に対し、甲が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に わたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 乙は、甲が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
 - (2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、甲は、乙に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、甲は、解除による損害について、乙に対し何らの請求もすることができない。

第9条（契約書の事項の変更）

本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

第10条（クーリング・オフ、契約解除等による返金方法）

甲の書面又電子メールによるクーリング・オフ、契約解除の申出等により返金を行う場合は、以下の方法で返金を

行う。

2. クーリング・オフ、契約解除による返金は、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の『契約の解除について』の記載に従い算出し、内閣府令で定める金額を返金する。
3. 返金は PayPal を通じて行う（決済日から 180 日以内の場合）。
4. 決済日から 180 日超の場合は、甲本人の名義口座に返金する。返金を行う金融機関の範囲は、日本国内の金融機関に限る。甲は、以下返金先金融機関情報を乙に書面又は電子メールにて連絡する。

- ①振込み金融機関名
- ②支店名
- ③預金種目（普通・当座の別）
- ④口座番号
- ⑤口座名義（カナ表記）

5. 本契約解除の申出に関して、甲は以下に同意したものとする。

（1）本サービスの契約解除による返金を除き、乙に対して以後、名目の如何を問わず、一切の請求 異議申立て提訴をしてはならない。

（2）乙に対する誹謗中傷、業務妨害、信用毀損、その他一切の迷惑行為を行なってはならない。

（3）本サービスの契約解除に関する一切の事実関係を第三者に開示または洩してはならない。

6. 乙は、返金が終了したとき、または甲の求めがあるときは、甲より取り扱いを委託された個人情報（その複製物を含む。）の全部または一部を甲に返還し、または消去しなければならない。

第 11 条（紛争解決方法）

本契約に関して紛争が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るよう努めなければならない。

2. 前項によっても紛争が解決しない場合は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話番号：0120-64-5005）を通じて解決をはかることができる。

第 12 条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（契約外事項の協議）

本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

署名日 <日付欄>

甲 署名 <電子署名欄>

乙 東京都江東区南砂 2-5-14 407
株式会社 M&F Asset Architect
代表取締役 守屋史章



ZERO(Automatic delta hedging) 利用規約

本規約は、「ZERO」（以下「本アプリ」といいます）をご利用される方（以下「ユーザー」といいます）と、株式会社 M&F Asset Architect（以下「当社」といいます）との間の一切の關係に適用します。

ユーザーは、本規約に従うことに同意の上、本アプリを利用するものとします。また、ユーザーは、本アプリの利用に際し、本規約の定めに従うものとします。

第1条（本アプリの概要）

本アプリは、Web ブラウザを用いて当社が提供するダイナミックデルタヘッジサービスを利用することができるアプリケーションソフトウェアです。

第2条（利用対象者）

本アプリは、ユーザーご自身に限り利用できるものとします。当社のお客様 ID およびパスワードを第三者と共有したり、第三者に譲渡または転貸したりすることは禁止します。

第3条（利用料金）

本アプリの利用料金は当社の定めによります。また本アプリ利用に関する通信料が別途発生します。

第4条（利用環境）

本アプリを利用できる端末機器の機種および対象 OS は、当社所定のものに限られます。

第5条（遵守事項）

本アプリの利用に際し、ユーザーは次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- （1）本アプリをダイナミックデルタヘッジサービスの利用以外の目的での使用を禁止します。
- （2）本アプリの全部または一部を複製、改変し、または逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（ソフトウェアなどを分解または解析し、その仕組みや仕様などを明らかにすることをいいます）を禁止します。
- （3）本アプリの全部または一部を販売、譲渡、賃貸、賃借、配布、輸出、輸入したり（いずれも本アプリがインストールされた端末の販売等に伴うものを含みます）、その仲介者や提供者となったり、第三者に本アプリの全部または一部に関する権利を付与することを禁止します。
- （4）本アプリの利用を終了する場合または当社から請求があった場合、速やかに利用を停止すること。

第6条（利用の制限）

当社は、ユーザーが次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、当該ユーザーに通知することなく、本アプリの利用を拒否または停止することがあります。また、この場合に当社が損害を被ったときは、当社はユーザーに対し損害の賠償を請求することができます。

- （1）前条の規定に違反した場合
- （2）通常の想定を超えるシステム負荷がかかるような利用をした場合
- （3）その他本アプリを利用することが不適当と当社がその裁量により判断した場合

第7条（知的財産権）

本アプリで提供される投資情報サービスのコンテンツおよび本アプリの著作権その他の本アプリにかかる知的財産権は、当社または正当な権利を有する第三者に帰属します。

第8条（内容についての免責事項）

本アプリに掲載されている情報について、当社はその正確性・最新性・完全性を保証するものではありません。本アプリに掲載した情報に誤りがあった場合、または、第三者によるデータの改ざん等があった場合、当社は一切の責任を負いません。

2. 当社は、以下の理由によって生じたユーザーの損害等について、一切その責任を負いません。

- （1）当社の責めによらずお客様 ID、パスワードが漏えいし、または盗用され、本アプリを利用されたことにより生じた損害
- （2）ユーザーの誤発注により生じる損害
- （3）取引注文後、当該注文に係る約定結果等を確認しなかったことによる損害
- （4）配信エラーや配信遅延により生じた損害
- （5）本アプリの不具合による損害
- （6）本アプリがユーザーの使用端末および他のソフトウェアに与える影響および損害
- （7）ユーザーが本アプリを正常に利用できないことにより生じた損害
- （8）通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害（天災地変等の不可抗力によるものを含みます）、通信速度の低下または通信回線の混雑、コンピュータウイルスなどによる損害
- （9）前各号に掲げるほか、本アプリを利用したこと、または利用できなかったことにより、当社の故意または重過失によらずして生じる全ての損害

第9条（本アプリの中断・停止について）

当社は、本アプリの管理について万全を期しておりますが、内容の更新、追加、変更、削除もしくは部分改廃、システムの保守点検、システム機器・通信回線等の故障もしくは停止、または停電、天災、第三者による人為的改ざん、その他やむを得ない事由の発生等により、ユーザーへの事前の通知なくして本アプリを一時的に中断、内容変更、アップデート、停止または廃止する場合があります。

第10条（規約変更）

当社が本規約を変更した場合、当社のホームページ上で速やかに開示します。この場合、本アプリの利用条件等は、既存のユーザーに対しても変更後のものが適用されます。

第11条（本アプリ利用における注意事項）

本アプリ利用において、甲は以下の各号の利用方法及び注意事項を確認し、全て承諾したものとします。

（1）ZERO（以下「当ツール」）はあくまで日経 225 先物、日経 225mini、日経 225 マイクロ先物（以下「先物等」）の発注を支援するシステムであり、当ツール自体、または当ツールの先物等の発注が優位性を持つものではありません。損益は、すべては投資家の投資判断（オプションのインプライドボラティリティの予測、相場変動の予測）により発生します。

（2）当ツールのシステムの構築、稼働につきましては、細心の注意を払っておりますが、予期せぬシステムダウン（サーバーの故障、悪意あるサーバーへの攻撃等）により損失が発生しましても、当社は一切の責任を負いません。また、システムの構成上、デルタの算出、発注、約定の過程においてタイムラグが生じる点ご了承ください。タイムラグにより、先物等が一旦多く入る可能性があります。また、異常を感知した場合には、自動的に

機能を停止します。再度起動させたい場合には、投資家自身で再起動願います。

(3) 当ツールは、保有するオプション（アクティブ設定したもの＝デルタヘッジ対象）と保有する先物等の合計デルタを算出し、各自が設定した閾値に到達した時点で、そのデルタの値が±0 に近づくように先物等を自動売買するものであり、個別のオプション毎にデルタヘッジを行うものではありません。なお、デルタヘッジの対象にしないオプションを個別に設定することは可能です（非アクティブ化）。

(4) オプションの売買は投資家自身で行います。ポジションが当ツールに読み込まれたところで、投資家が、デルタをヘッジすべきオプションを選定します（アクティブ化といいます）。その際、日経 225 先物、日経 225mini、日経 225 マイクロ先物のうちどれを使ってヘッジするかを決めます。同時に閾値を設定します（デルタがいくらずれたらヘッジを行うかを設定します）。これでデルタヘッジがスタートします。なお、当初からオプションと先物等でデルタニュートラルポジションを組む場合は、当ツールではなく、証券会社の発注ツールによりデルタニュートラルのポジションを組成してから、当ツールを起動させることをお勧めします。

(5) 当ツールでは、先物等は常に新規売買していきます。よって先物等の枚数が積み上がっていきます。最終的にポジションを閉じる場合には、まずオプションを反対売買し、速やかに先物等の買い玉と売り玉を一旦同枚数になるように売買します（損益が発生しない状態を作ります）。その後、先物等のポジションは、大引け（または朝の寄り付き）において板寄せ時間に、買い玉売り玉それぞれを成り行きにて引け（寄り）価格で決済するか、SQ を通過させるかして決済します。

(6) オプションの売りポジションを保有する場合には、損失額をある程度限定するためにコールサイド、プットサイドともアウトオブザマネーのオプションを買うことを推奨します（このときオプションの買い玉は非アクティブ化することをお勧めします）。ただし、相場が一方に大きく動いた場合には、デルタヘッジにより先物等のポジションが偏ってしまうため、ヘッジのためのオプションを追加するようにしましょう。すなわち、日経平均が上昇してデルタヘッジにより先物等の買い玉が積み上がった場合にはアウトオブザマネーのプットオプションを買います。逆に日経平均が下落してデルタヘッジにより先物等の売り玉が積み上がった場合にはアウトオブザマネーコールオプションを買います。

(7) ボラティリティは、①現在のオプション価格（気配加重平均中値）、②プットコールパリティ、③スマイルカーブによる推定、④投資家の決定する数値、の 4 つの方法により決定します。夜間取引においてオプション価格がつかない場合にも③の方法によってボラティリティを推定しますが、すべてのオプション価格が算出できない場合にはスマイルカーブが描けない可能性があります。この場合に備えて、夜間取引に入るところで、大引けの IV 等を参考に、ご自身でボラティリティを決定する方法（④）もご検討ください。

第 12 条（準拠法・合意管轄）

本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。本アプリ利用に関し紛争が生じた際には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

この投資顧問契約書および利用規約は、契約内容をあらかじめご確認いただくためのものです。

お申込後、電子署名システムにて締結手続きをいただくと押印済み契約書（利用規約含む）が交付されます。